

# 大分県沿岸漁業改善資金事務処理要綱

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 知事は、沿岸漁業改善資金の貸付事務を円滑に処理するため、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第124号）、沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）、沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（令和4年農林水産省告示第535号）、大分県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年大分県規則第62号。以下「規則」という。）及び大分県沿岸漁業改善資金貸付基準（昭和54年大分県告示第1157号）によるほか、この要綱の定めるところにより行うものとする。

## 第2章 貸付方法

### (貸付方法)

第2条 直接貸付け（規則第5条第1項に規定する「直接貸付け」をいう。以下同じ。）又は転貸貸付け（同規則第6条第1項に規定する「転貸貸付け」をいう。以下同じ。）の選択については、借受希望者の要望に基づき、融資機関等との調整を図ったうえで決定するものとする。

## 第3章 運営協議会

### (地区運営協議会)

第3条 規則第6条第4項に規定する大分県沿岸漁業改善資金地区運営協議会は、東部、中部、南部及び北部の各振興局に置き、名称は大分県沿岸漁業改善資金○○地区運営協議会とする。

### (中央運営協議会)

第4条 規則第6条第5項に規定する大分県沿岸漁業改善資金中央運営協議会は、必要に応じて県（団体指導・金融課）に設置する。

### (構成員)

第5条 運営協議会の構成員は、知事が依頼するものとする。

2 地区運営協議会構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。

### (総括)

第6条 運営協議会の総括主務課は、団体指導・金融課とする。

## 第4章 直接貸付けに係る貸付資格等の申請

### (申請者)

第7条 直接貸付けを受けようとするものは、規則第6条第1項の規定による認定申請書及び事業計画書並びに同規則第7条第1項の規定による貸付申請書（以下この章において「認定申請書等」という。）を作成し、これに見積書又は契約書（写）等を添付して、同規則第14条に規定する事務委託機関（以下「事務委託機関」という。）に提出するものとする。

なお、沿岸漁業を営む会社にあっては、定款、決算書（最近時）を、また、法人格のない団体にあっては、目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する事項を定めた規約等を有することが判明できる書面を併せて添付しなければならない。

2 規則第6条第3項の規定による「やむを得ない理由」とは、次のとおりとする。

（1）申請者が事務委託機関である漁業協同組合の組合員でないとき。

(2) 漁業協同組合が申請者となるとき。

3 直接貸付けを受けようとするものは、あらかじめ振興局長と事業計画等の協議を行うものとする。  
**(事務委託機関)**

第8条 認定申請書等を受理した事務委託機関は、沿岸漁業改善資金貸付申請に係る金融上の意見書（様式1）を添えて、振興局長に送付するものとする。

なお、当該意見書の作成にあたっては、申請者及び連帯保証人に、沿岸漁業改善資金申請者・保証人調書（様式2）を提出させ、原則として面接により意思確認を行うものとする。

**(振興局)**

第9条 認定申請書等を受理した振興局長は、これを団体指導・金融課に送付するものとする。

**(提出期日)**

第10条 申請者、事務委託機関及び振興局長は、知事が定める日までに認定申請書等を関係機関に提出又は送付するものとする。ただし、提出期日が日曜日、国民の祝日、その他の休日に当る場合は、その翌日とする。

**(貸付資格の認定等及び通知)**

第11条 知事は、認定申請書等の提出があったときは速やかにこれを審査し、貸付資格の認定及び貸付けの可否を決定し、規則第7条第3項の規定により通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による通知を事務委託機関及び振興局長にする場合は、沿岸漁業改善資金貸付資格認定等通知書（様式3）により行うものとする。

## 第5章 直接貸付けに係る連帯保証人

**(連帯保証人の数)**

第12条 規則第5条第2項に規定する連帯保証人の数は、次のとおりとする。

(1) 貸付額 100万円未満	1人以上
(2) 貸付額 100万円以上 600万円未満	2人以上
(3) 貸付額 600万円以上	3人以上

**(連帯保証人追加届)**

第13条 借受者は、知事が当該借受けに係る連帯保証人の追加請求をしたときは、直ちにこれに応じ、沿岸漁業改善資金連帯保証人追加届（様式4）を漁協（地方自治法施行令第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、沿岸漁業改善資金の収納及び支払の事務について委託された大分県漁業協同組合をいう。以下同じ。）を経由して知事（団体指導・金融課）に提出しなければならない。なお、沿岸漁業改善資金連帯保証人追加届に使用する印鑑は実印又は登録印とし、当該使用した印の印鑑登録証明書又は印鑑証明書を添付して提出しなければならない。

**(連帯保証人変更請求書)**

第14条 借受者は、当該借受けに係る連帯保証人の変更の必要があると認めた場合は、沿岸漁業改善資金連帯保証人変更請求書（様式5）を漁協を経由して知事（団体指導・金融課）に提出しなければならない。なお、沿岸漁業改善資金連帯保証人変更請求書に使用する印鑑は実印又は登録印とし、当該使用した印の印鑑登録証明書又は印鑑証明書を添付して提出しなければならない。

2 知事は、前項の変更請求書を受理したときは、内容を審査し、適當と認めるときは受諾する。

## 第6章 直接貸付けに係る借用証書の提出等

**(提出期日等の通知)**

第15条 規則第7条第3項の規定により貸付決定の通知をするときは、あらかじめ借用証書の提出期日及び交付予定年月日を併せて通知するものとする。

**(貸付申請者)**

第16条 規則第8条の規定による借用証書には、印鑑証明書を添付しなければならない。

- 2 提出時の借用証書には、借用年月日を記入しない。
- 3 貸付申請者は、別記1の特約条項を遵守しなければならない。

(漁協)

第17条 漁協が規則第8条の規定により借用証書の提出を受けたときは、書類を審査し、資金交付予定日の10日前までに知事(団体指導・金融課)に提出するものとする。

## 第7章 直接貸付けに係る資金の交付

(団体指導・金融課)

第18条 前条の借用証書を受理したときは、資金交付予定日に、漁協の第20条第1項に規定する特別口座に振替送金するものとする。

- 2 資金交付を完了したときは、借受者口座に振替送金した日を貸付日として借用証書にその日を記載するものとする。
- 3 貸付決定の通知を受けたものが借用証書に定められた提出期日を経過してなお長期間にわたって提出しないときは、当該貸付決定を取り消すものとする。

(漁協)

第19条 資金の交付を受けた漁協は、即日自己の特別口座から借受者の口座に振替送金しなければならない。

- 2 前項の規定により資金を借受者に振替送金により交付したときは、速やかに沿岸漁業改善資金交付状況精算報告書(様式6)により知事(団体指導・金融課)に報告するものとする。

(特別口座等)

第20条 漁協は、本資金の経理を適切に処理するため特別口座「沿岸漁業改善資金口座」を設け、本資金の出納については当該口座の振替で処理するものとする。

- 2 借受者は、沿岸漁業改善資金の貸付金の受領及び償還金の償還のための口座を漁協に届け出るものとする。

## 第8章 転貸貸付けに係る貸付資格等の申請

(申請者)

第21条 転貸貸付けを受けようとするものは、融資機関に借入申込書を提出するとともに、規則第6条第1項の規定による認定申請書及び事業計画書(以下この章において「認定申請書等」という。)を作成し、これに当該借入申込書の写し及び見積書又は契約書(写)等を添付して、当該融資機関を経由して振興局長に提出するものとする。

なお、沿岸漁業を営む会社にあっては、定款、決算書(最近時)を、また、法人格のない団体にあっては、目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する事項を定めた規約等を有することが判明できる書面を併せて添付しなければならない。

- 2 転貸貸付けを受けようとするものは、あらかじめ融資機関及び振興局長と事業計画等の協議を行うものとする。

(振興局)

第22条 認定申請書等を受理した振興局長は、これを団体指導・金融課に送付するものとする。

(提出期日)

第23条 申請者及び振興局長は、知事が定める日までに認定申請書等を関係機関に提出又は送付するものとする。ただし、提出期日が日曜日、国民の祝日、その他の休日に当る場合は、その翌日とする。

(貸付資格の認定及び通知)

第24条 知事は、認定申請書等の提出があったときは速やかにこれを審査し、貸付資格の認定の可否を決定し、規則第9条第2項の規定により通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による通知を振興局長にする場合は、沿岸漁業改善資金貸付資格認定等通知書により行うものとする。

## 第9章 県貸付金等に係る借用証書の提出等

### (提出期日等の通知)

第25条 規則第9条第4項の規定により県貸付金（同条第3項に規定する「県貸付金」をいう。）の貸付決定の通知をするときは、あらかじめ借用証書の提出期日及び交付予定年月日を併せて通知するものとする。

### (融資機関)

第26条 規則第9条第7項の規定による借用証書には、印鑑証明書を添付しなければならない。

2 提出時の借用証書には、借用年月日を記入しない。

3 県貸付金を借り受ける融資機関は、別記2の特約条項を遵守しなければならない。また、規則第9条第9項に規定する知事が別に定める特約条項は別記3のとおりとし、これを同項に定める転貸付けを受けるものに遵守させるものとする。

## 第10章 県貸付金に係る資金の交付

### (団体指導・金融課)

第27条 前章の借用証書を受理したときは、資金交付予定日に、規則第9条第6項に規定する沿岸漁業改善資金県貸付金支払請求書に記載された口座に振替送金するものとする。

2 前項の資金交付を完了したときは、振替送金した日を貸付日として借用証書にその日を記載するものとする。

3 貸付決定の通知を受けたものが借用証書に定められた提出期日を経過してなお長期間にわたって提出しないときは、当該貸付決定を取り消すものとする。

## 第11章 事業実施報告及び確認調査

### (事業実施報告)

第28条 規則第10条第1項の規定により、知事に貸付金の使用完了延期願いをするときは、沿岸漁業改善資金貸付金使用完了延期願（様式7）により行うものとする。

2 規則第10条第2項の規定による事業実施報告書は、領収書（写）を添付し、直接貸付けを受けたものにあっては事業費等の確認を漁協から受けて、振興局長を経由して知事（団体指導・金融課）に提出するものとする。

### (確認調査)

第29条 前条の規定による事業実施報告書を受理した振興局長は、当該資金に係る沿岸漁業改善資金借受者調査書兼貸付確認調査書（様式8）を速やかに作成し、事業実施報告書とともに 団体指導・金融課に送付するものとする。

## 第12章 認定申請書等の内容変更

### (変更承認申請)

第30条 借受者（貸付資格の認定を受けたものを含む。）は、事業実施にあたり事業計画の内容に著しい変更を生じた場合は、事業計画変更承認申請書（様式9）に、既に提出済の認定申請書及び事業計画書並びに貸付申請書の写に変更箇所を赤字で記入し、変更理由を付したもの添付したうえで、貸付資格の認定申請手続に準じて知事（団体指導・金融課）に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、内容を審査し、その適否を決

定するとともに、必要と認めるときは規則第 11 条又は第 12 条の規定による貸付資格認定の取消し又は貸付金の期限前償還を命ずるものとする。

### 第 13 章 貸付資格認定等の取消し、貸付辞退及び繰上償還

#### (貸付資格認定等の取消通知)

第 31 条 規則第 11 条の規定により貸付資格認定を取り消したとき又は第 18 条第 3 項若しくは第 27 条第 3 項の規定により貸付決定を取り消したときは、この旨を借受者、振興局長、漁協（直接貸付けの場合に限る。）及び融資機関（転貸貸付けの場合に限る。）に通知するものとする。

#### (貸付辞退及び繰上償還)

第 32 条 貸付資格の認定を受けたもので資金の交付を受ける前に貸し付けを辞退しようとするとき、又は資金の交付を受けた後に事業を実施しないこととなったときは、直ちに沿岸漁業改善資金辞退・繰上償還届（様式 10）を貸付資格の認定申請手続に準じて知事（団体指導・金融課）に提出するものとする。

2 前項の規定による繰上償還届があったときは、納入通知書を直接貸付けの場合にあっては漁協を経由して借受者に、転貸貸付けの場合にあっては融資機関にそれぞれ送付することにより償還させるものとする。

### 第 14 章 直接貸付けに係る貸付金の償還

#### (団体指導・金融課)

第 33 条 償還金（違約金を含む。以下同じ。）を納入させるときは納入通知書を漁協を経由して借受者に送付するものとする。

#### (借受者)

第 34 条 借受者は納入通知書の送付を受けたときは、その納入期限までに償還金を第 20 条第 1 項の規定により設けた特別口座に振り込むものとし、納入通知書を漁協に提出しなければならない。

#### (出納済印)

第 35 条 漁協は、収納事務取扱いのため出納済印を備え付け、これを使用しなければならない。出納済印は、直径 3 センチメートルの円形で次のとおりとする。



#### (漁協)

第 23 条 漁協は、償還金の償還日に、自己の特別口座に借受者の口座から振替送金された償還金額を確認し、納入通知書に出納済印を押印し、領収書を借受者に交付しなければならない。また、償還金の合計額を現金払込票（会計規則第 16 号様式（その 2））により、償還金の収納日から起算して 5 営業日以内に指定金融機関に納入するものと

#### (漁協)

第 36 条 漁協は、償還金の償還日に、自己の特別口座に借受者の口座から振替送金された償還金額を

確認し、納入通知書に出納済印を押印し、領収書を借受者に交付しなければならない。また、償還金の合計額を現金払込票（会計規則第16号様式（その2））により、償還金の収納日から起算して5営業日以内に指定金融機関に納入するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、毎年度に係る償還金については、5月31日までに指定金融機関に納入するものとする。
- 3 債還金の納入を完了したときは、収納済通知票（大分県用）を3日以内に知事（団体指導・金融課）に提出するものとする。

#### （償還日）

第37条 借受者の約定償還日は償還月の10日とする。ただし、繰上償還等特別の事由があるときは、その都度知事が定める。

#### （委託金徴収報告書）

第38条 漁協は、指定金融機関に償還金の納入を完了したときは、委託金徴収報告書（会計規則第17号様式）を作成し、5日以内に知事（団体指導・金融課）に提出するものとする。

#### （現金納付による場合）

第39条 漁協は、借受者から現金により収納した場合は、自己の特別口座に現金として入金のうえ第35条の規定に準じて処理するものとする。

## 第15章 融資機関に対する県貸付金等の償還

#### （団体指導・金融課）

第40条 債還金を納入させるときは、納入通知書を融資機関に送付するものとする。

#### （融資機関）

第41条 納入通知書の送付を受けた融資機関は、その納入期限までに県に納入しなければならない。

- 2 融資機関が借受者から違約金を徴収する場合は、沿岸漁業改善資金違約金徴収報告書（様式11）を県に提出し、県の発行する納入通知書により速やかに納入しなければならない。

## 第16章 支払猶予

#### （証明）

第42条 規則第13条第1項の規定により支払猶予申請書に添付する知事が指定するものの証明書は次のとおりとする。

天災による災害	市町村長
盜難	警察署長
火災	市町村長
死亡	市町村長
疾病	医師
負傷	〃

#### （支払猶予期間）

第43条 規則第13条第2項の規定により支払猶予の決定を行う場合の猶予期間は次のとおりとする。

- (1) 当該申請に係るもの約定最終償還回の1回前までに猶予事由が生じた場合は、約定最終償還日をもって猶予期間の限度とし、均等又は一括返済せるものとする。
- (2) 当該申請者の約定最終償還回に猶予事由が生じた場合は約定最終償還日から起算し、1年以内の期間で支払猶予を行うものとし、一括返済せるものとする。
- (3) 前2号の規定による支払猶予の再猶予は行わないものとする。

#### （支払猶予決定の通知）

第44条 規則第13条第2項の規定により支払猶予決定の通知を融資機関又は漁協及び振興局長にするときは、沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書（様式12）により行うものとする。

## 第 17 章 委託業務に係る報告

### (延滞状況報告書)

第 45 条 漁協は、償還金が償還期限後 30 日を経過してなお償還されないときは、その理由を借受者ごとに調査し、その結果を沿岸漁業改善資金延滞状況報告書（様式 13）により 10 日以内に知事（団体指導・金融課）に提出するものとする。

### (資金貸付、償還等の報告)

第 46 条 漁協は、毎月末ごとに当月の貸付状況、償還状況、貸付残高及び延滞等の状況がわかるよう に沿岸漁業改善資金貸付・償還等報告書（様式 14）により翌月の 10 日までに知事（団体指導・金融課）に報告するものとする。

### (貸付条件変更報告書)

第 47 条 漁協は、貸付金の保全上連帯保証人の追加若しくは交替又は担保の追加若しくは変更の必要があるとき、又は貸付金の期限前償還（一部償還を含む）の必要があると認めるときは、沿岸漁業改善資金貸付条件変更報告書（様式 15）により、速やかに知事（団体指導・金融課）に報告するものとする。

## 第 18 章 納入遅延の報告

### (遅延損害金)

第 48 条 漁協は、第 36 条第 1 項に規定する納入期限に遅延して償還金を納入したときは、沿岸漁業改善資金納入遅延報告書（様式 16）により事実発生後速やかに知事（団体指導・金融課）に報告するものとする。

2 知事は、前項の報告を受けたときは、内容を審査し、適當と認めるとときは、当該遅延償還金額に対し納入期限の翌日から納入日までの期間について年 10.75 パーセントを乗じて得た額に相当する金額を遅延損害金として、漁協に対し納入通知書により納入させるものとする。

## 第 19 章 事務委託機関に係る委託手数料等の請求

### (委託手数料)

第 49 条 知事は、漁協に対して委託手数料を支払うものとし、その額は、次の計算により算出した金額の合計額とする。

- (1) 当該年度内に支出された貸付金の累計額の 1.0 パーセントに相当する金額
- (2) 当該年度内に返済を受けた償還金の累計額の 0.5 パーセントに相当する金額
- (3) 上記の金額に消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た金額

2 委託手数料の請求は、沿岸漁業改善資金委託手数料請求書（様式 17）により翌年度の 4 月 10 日までに請求するものとする。

3 委託手数料の支払期限は 4 月 30 日までとする。

### (延滞取立奨励金)

第 50 条 延滞（期限前償還の請求をなし、弁済のないものを含む。）中の貸付金であって償還期日到来後 6箇月を経過したものについて、その延滞額（違約金を含む。）の一部又は全部につき払込みがあったときは、知事は、漁協に対して延滞取立奨励金を支払うものとし、その合計額は、その払込額に対し 3 パーセントを乗じて得た金額と当該金額に消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た金額とを加えた金額とする。

2 延滞取立奨励金の請求は、沿岸漁業改善資金延滞取立奨励金請求書（様式 18）により毎四半期ごとにその終期から 10 日以内に請求するものとする。

3 延滞取立奨励金の支払期限は毎四半期ごとにその終期から 30 日以内とする。

### (過怠金)

第 51 条 知事は、前 2 条の規定による委託手数料及び延滞取立奨励金をその支払期限に延滞して支払ったときは、その遅延額に対し、支払期日の翌日から支払日までの期間について年 10.75 パーセントを乗じて得た額に相当する金額を過怠金として支払うものとする。

2 過怠金の請求は、沿岸漁業改善資金過怠金請求書（様式 19）により請求するものとする。

## 第 20 章 融資機関に係る事務手数料の請求

### (事務手数料)

第 52 条 別記 2 の第 11 条第 1 項の規定に基づく事務手数料の請求は、沿岸漁業改善資金事務手数料請求書（様式 20）により、翌年度の 4 月 10 日までに知事に請求するものとする。

## 第 21 章 備付帳簿及び書類の保存

### (沿岸漁業改善資金管理簿)

第 53 条 漁協は、借受者ごとに沿岸漁業改善資金管理簿（様式 21）を備え付け、貸付け又は償還の都度記帳しなければならない。ただし、これに代わるものがあるときは知事と協議のうえ、それによることができる。

### (書類の保存)

第 54 条 漁協は、次に掲げるとおり書類を保存しておかなければならぬ。また、融資機関についてもこれに準じた取扱いとし、資金に関する書類を保存するものとする。

保 存 書 類	保 存 期 間
沿岸漁業改善資金管理簿	10 年
取 納 済 票	5 年
現金払込票・領収書	5 年

### 附 則

この要綱は昭和 54 年 11 月 22 日から施行し、昭和 54 年 10 月 10 日から適用する。

### 附 則

この要綱の一部改正は、昭和 56 年 6 月 20 日から適用する。

### 附 則

この要綱の一部改正は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

### 附 則

この要綱の一部改正は、平成 12 年 7 月 1 日から適用する。

### 附 則

この要綱の一部改正は、平成 14 年 5 月 1 日から適用する。

**附 則**

この要綱の一部改正は、平成 15 年 7 月 18 日から適用する。

**附 則**

この要綱の一部改正は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**

1 この要綱の一部改正は、平成 16 年 9 月 1 日から適用する。

2 この要綱による改正前の要綱に規定する様式の用紙は、当分の間所要の補正をして使用することができる。

**附 則**

この要綱の一部改正は、平成 17 年 1 月 12 日から適用する。

**附 則**

この要綱の一部改正は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**

この要綱の一部改正は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**

この要綱の一部改正は、平成 19 年 5 月 1 日から適用する。

**附 則**

この要綱の一部改正は、平成 25 年 8 月 20 日から適用する。

**附 則**

この要綱の一部改正は、平成 31 年 2 月 27 日から適用する。

**附 則**

この要綱の一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**

この要綱の全部改正は、令和 4 年 6 月 30 日から適用する。

別記1 規則第6号様式の特約条項（同様式の裏面に記載すること。）

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、大分県(以下「甲」という。)が次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

(1) 乙がこの借入金をこの証書に記載した借入金の使途以外に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき

(2) 乙がこの資金借入れに際し、又はその借入れ後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき

(3) 乙が大分県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき

(4) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき

(報告)

第2条 乙は、事業実施後20日以内に、甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。この場合において、乙が団体であるときは、当該事業実施報告書に個人別内訳を明記するものとする。

2 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を甲に報告する。

(弁済の充当)

第3条 乙及び表記保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

(違約金)

第4条 乙は、弁済期限又は期限前償還を要求された場合の甲の指定する期日に償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払うべき金額に対し年12.25パーセントの違約金を甲に支払う。

2 乙は、沿岸漁業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて支払の猶予をしない旨の決定があったときも、前項の規定による違約金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第5条 表記保証人は、乙と表記保証人間の契約のいかんにかかわらず、この契約に基づく一切の債務について乙と連帯して履行の責を負う。

(保証人の追加等)

第6条 乙は、甲が保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は、保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

(担保)

第7条 乙は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となった場合には、速やかにこれを提供するものとする。

第8条 乙は、甲の承認を得ずに、担保として提供した資産を他人に譲渡し、若しくは賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならないものとする。

2 乙は、担保として提供した資産の価格が滅失、き損等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。

第9条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

別記2 規則第13号様式の特約条項（同様式の裏面に記載すること。）

沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書特約条項

(借入金の使用)

第1条 債務者（以下「乙」という。注：融資機関）は大分県（以下「甲」という。）から借り受けたこの資金と同額を、（以下「丙」という。）に対し、利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のものと同一にして転貸する。

(期限前償還)

第2条 乙は、甲が次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかるわらず、直ちに債権の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙が県貸付金を貸付目的以外の目的に使用したとき
- (2) 乙が県貸付金の償還を怠ったとき（丙に転貸した資金の償還を沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第12条第2項において準用する同法第10条の規定により猶予したことにより、乙が県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）
- (3) 乙が借受金を借入後速やかに貸付けをしないとき
- (4) 乙がこの資金の借入れに際し、又は借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対し虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき
- (5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立があったとき又は破産若しくは再生手続開始の申立があったとき
- (6) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき
- (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき
- (8) 乙が甲に対し数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき
- (9) 乙が大分県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき
- (10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき

(繰上償還)

第3条 乙は、償還期限にかかるわらず借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。

(転貸債権の期限前償還及び繰上償還)

第4条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

2 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき又は丙の任意の弁済を受けたときは、速やかに受領額をこの契約に定める償還期限にかかるわらず甲に償還する。

3 甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償還の請求をするよう乙に対し指示することができる。

(経理上の措置)

第5条 乙は、この借入金の使途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

(報告)

第6条 乙は次の各号に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。

- (1) この借入金の転借により改良、造成又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されることとなったことを知った場合
- (2) 乙の住所、名称、資本金若しくは代表者に異動を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる事実が発生した場合
- (3) 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合

(4) 上記のほか、乙丙間の特約に基づき丙より報告を受けた場合

(5) その他甲が指示する場合

(調査)

第7条 乙は、甲の役職員その他甲の委嘱を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認する。

(弁済充当の指定権)

第8条 乙は、丙より受領した弁済金の充当について甲の指示があるときは、それに従うことを承認する。

(違約金)

第9条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第2条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、転貸先丙が沿岸漁業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による違約金を支払う。

3 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を甲に報告し、甲の指示に従う。

4 乙は、前項により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを甲に引き渡す。  
(転貸債権の質入)

第10条 乙は、この借入金債務の担保として、甲の指定に基づき別に締結する質権設定契約により丙に対する転貸債権をそれに付随する担保権とともに甲に質入れし、甲と協力して速やかに第三者対抗要件を整備する。

(事務手数料)

第11条 甲は、毎年度乙に対し事務手数料を支払うものとし、その合計額は、次の計算により算出した金額の合計とする。

(1) 当該年度内に丙に転貸した金額の累計額の1.5%に相当する金額

(2) 当該年度内に返済を受けた丙の償還金の累計額の0.75%に相当する金額

(3) 上記の金額に消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た金額

2 甲は前項の事務手数料等を、乙の請求により翌年度4月30日までに支払うものとする。

3 甲はその責に期すべき事由により第1項及び第2項の事務手数料等を第2項の期限に遅延して支払うときは、支払期限の翌日から支払をなす日までの期間について年10.75%の割合をもつて計算した過怠金を乙に支払うものとする。

(合意管轄)

第12条 乙及び甲は、この契約に関する訴訟につき大分地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

別記3 規則第14号様式の特約条項（同様式の裏面に記載すること。）

沿岸漁業改善資金借受者借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 融資機関： (以下「甲」という。)が次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、償還期限(分割支払の場合の各期日を含む。以下同じ。)にかかるわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借受金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき
- (2) 乙が償還金の支払いを怠ったとき
- (3) 乙が借受金を長期にわたり使用しないとき
- (4) 乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申出若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき
- (5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立があったとき
- (6) 乙が支払いを停止し若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき
- (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき
- (8) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき
- (9) この借入金により改良、造成又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され又は公用収用されたとき
- (10) 乙が大分県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき
- (11) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき

(繰上償還)

第2条 乙は、償還期限にかかるわらず借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(報告)

第3条 乙は、事業完了後20日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。なお、共同で借り受けた場合には、事業実施報告書に個人別内訳を明記すること。

- 2 乙は、この資金の対象事業の遂行が困難となった場合、又は対象事業を変更、中止若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。
- 3 乙は、甲の指示するところに従い経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告する。
- 4 乙は、次に掲げる場合には、遅滞なく甲に報告する。

- (1) 乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙、連帯保証人(以下「丙」という。)若しくは物上保証人(以下「丁」という。)に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合
- (2) 丙又は丁の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ又はそのおそれのある場合
- (3) その他甲が指示する場合

(調査)

第4条 乙は、甲の役職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便益を提供する。

- 2 乙及び丁は、甲の役職員その他甲の依嘱を受けた者が、担保物件に立ち入る等により、これを調査することを承認する。

(弁済充当の指定権)

第5条 乙、丙及び丁は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。

(違約金等)

第6条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかつた場合又は甲の指定する支払期日に第1条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、沿岸漁業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつた場合においても、前項の規定による延滞に係る違約金を支払う。

(連帯保証人)

第7条 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき乙と連帯し、乙と丙との間の契約のいかんにかかわらず、これが履行の責めを負う。

2 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。

3 甲は連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、適當と認めるときはこれを変更する。

(担保の提供)

第8条 乙又は丁は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となつた場合には、速やかにこれを提供するものとする。

(担保の保全)

第9条 乙又は丁は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他人に譲渡し、賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等、甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしない。

2 乙又は丁は、担保として提供した自己の資産の価額が滅失、損傷等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告し、その指示に従う。

(担保の追加)

第10条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて要求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、適當と認めるときは、これに応じるものとする。

(法定代位者の変動)

第11条 乙、丙又は丁は、甲が他の連帯債務者、連帯保証人又は物上保証人につき免除、交替又は担保の差替えを行つても異議を申し立てない。

2 丙又は丁は、償還期日、据置期限又は償還期限の変更につき、甲乙間においていかに取り計らわれても異議を申し立てない。

(法定代位者が弁済した場合の求償制限)

第12条 連帯債務者、丙及び丁は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の金額の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

(担保の処分)

第13条 乙又は丁は、甲が、一般に適當と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この売得金から諸費用を差引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお、残債務がある場合は、乙は、当該残債務を直ちに弁済する。

(合意管轄)

第14条 甲、乙、丙及び丁は、この契約に関する訴訟につきを管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。